第3期 鴻巣市教育振興基本計画



令和2年3月 鴻巣市教育委員会

目 次

Ι	はじめに	• • • P. 1
1	計画策定の趣旨	
2	計画の位置づけや鴻巣市総合振興計画との関連	
3	計画期間	
II	鴻巣市教育行政の基本方針	• • • P. 2
_		1.2
Ш	施策の展開	•••P. 3
1	確かな学力の育成	
	(1)一人一人の学力を伸ばす教育の推進	•••P. 3
	(2)グローバル化に対応する教育の推進	• • • P. 4
2	豊かな心の育成	
	(1)豊かな心を育む教育の推進	•••P. 5
	(2)いじめ防止の対策の推進と生徒指導の充実	•••P. 6
	(3)人権を尊重した教育の推進	• • • P. 7
3	健やかな体の育成	
	(1)健康の保持増進	• • • P. 9
	(2)体力の向上と学校体育活動の推進	• • • P. 10
4	自立する力の育成	
	(1)キャリア教育・職業教育の推進	• • • P. 1
	(2)主体的に社会の形成に参画する力の育成	• • • P. 1
5	多様なニーズに対応した教育の推進	
	(1)特別支援教育の推進	• • • P. 13
	(2)不登校児童生徒への支援	• • • P. 14
	(3)一人一人の状況に応じた支援	• • • P. 15
6	質の高い学校教育の推進	
	(1)教育研究活動の推進	• • • P. 16
	(2)教職員の資質・能力の向上	• • • P. 17
	(3)学習環境の整備・充実	• • • P. 18
_	(4)小・中学校の適正規模及び適正配置の推進	• • • P. 19
/	学校・家庭・地域の教育力の向上	D 01
	(1)地域の教育力の向上 (2)学校・家庭・地域が一体となった教育の推進	• • • P. 21 • • • P. 21
	(2) 字校・家庭・地域か一体となつに教育の推進 (3) 家庭教育支援体制の充実	• • • P. 21
	, a 1954 II V 1974 MILLI IT 4	//

8	生涯学習とスポーツの振興	
	(1)生涯を通じた多様な学習活動の振興	• • • P. 24
	(2)文化芸術の振興と伝統文化の継承	• • • P. 25
	(3)地域スポーツの振興	· · · P. 26
IV	計画の推進に向けた体制	• • • P. 28
V	進捗状況の点検及び計画の見直し	• • • P. 28
	〇 基本事業の成果指標	••• P. 29

I はじめに

1 計画策定の趣旨

本市では平成22年度3月に「鴻巣市教育振興基本計画」を、また、平成27年3月に「第2期鴻巣市教育振興基本計画」を制定し、これらに基づき、『「縦の接続」と「横の連携」を重視したつながりのある教育施策の展開』を教育ビジョンとして、教育の振興に取り組んできました。

これまでの計画において、個に応じた指導の充実を図るための「いきいき先生」の配置をはじめとしたきめ細やかな指導の充実、グローバル化に対応する教育の推進を図る「外国語指導助手(ALT)」の充実や外国語活動・英語教育の高度化の推進など、本市独自の取組を実施してきたところです。

今、私たちを取り巻く社会の状況は大きな変革期にあります。少子高齢化やグローバル化、Society5.0 と言われる超スマート社会の到来など、人々の生活に影響を及ぼす様々な変化が現れてくると予想されています。これからの変化の激しい社会を生き抜くため、教育には基礎的・基本的な力とともに、予測できない変化への対応力や主体的に社会に関わる積極性、新たな価値観を生み出す想像力などを育むことが求められています。

また、「人生100年時代」を見据え、長寿社会における生涯学習、生涯スポーツ の役割も一層重要になっています。

こうした中で平成27年3月に制定された「第2期鴻巣市教育振興基本計画」が令和元年度末に終了することから、令和2年度を計画初年度とする今後5年間の鴻巣市教育行政の方向性を示す「第3期鴻巣市教育振興基本計画」を策定するものです。

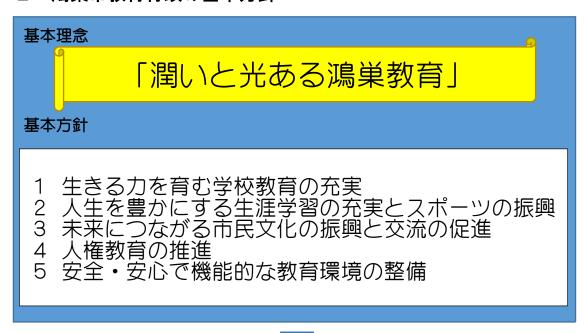
2 計画の位置づけや鴻巣市総合振興計画との関連

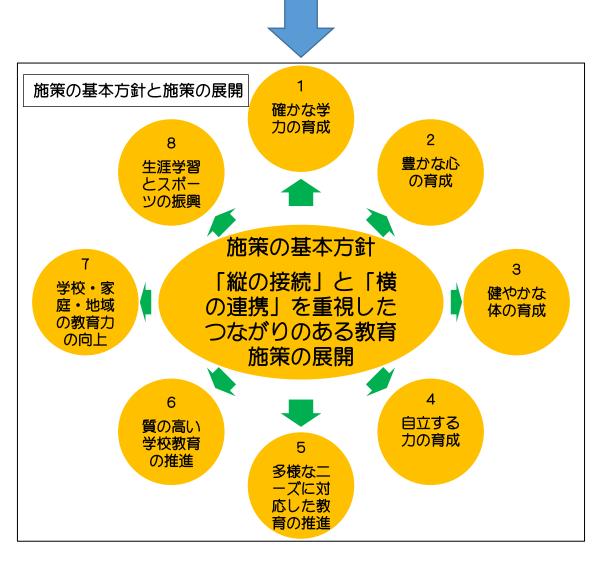
- (1) 平成30年6月に制定された国の第3期教育振興基本計画(平成30年度~令和4年度)及び第3期埼玉県教育振興基本計画(平成31年度~令和5年度)を参考にしつつ、本市の教育振興を図るために定められた基本的な計画です。
- (2) 第6次鴻巣市総合振興計画前期基本計画(平成29年度~令和3年度)を踏まえた、教育行政分野における計画です。

3 計画期間

令和2年度から令和6年度までの5年間です。

Ⅱ 鴻巣市教育行政の基本方針





Ⅲ 施策の展開

1 確かな学力の育成

(1) 一人一人の学力を伸ばす教育の推進

~現状と課題~

社会の激しい変化に対応していくためには、どのような時代にあっても身に付けておくべき基礎的・基本的な力と、どのような変化にも柔軟かつ創造的に対応できる力の双方が求められます。基礎的・基本的な力としては、幅広い知識と教養などが挙げられます。一方、変化に柔軟かつ創造的に対応できる力としては、主体的な問題発見・解決能力などが挙げられます。児童生徒が未来を切り拓いていく力を身に付けるためには、一人一人の成長に着目し、一人一人の学力を確実に伸ばす教育が必要です。

全国、埼玉県学力・学習状況調査の結果を見ると、本市の子どもたちの学力及び学力の伸びは全国・県平均とほぼ同等のレベルではあるものの、より一層の学んだ知識や技能を活用する力の育成が望まれます。

鴻巣市では、心豊かでときめきのあるまちづくりを目指しており、各学校が特色ある教育活動を展開しています。

一人一人の教育的ニーズに応じた適切な指導を推進し、未来を生きる力を育む 学校教育を充実させ、児童生徒一人一人の学力を伸ばし、学習意欲を高めること が必要です。

~施策の方向性~

- ○児童生徒一人一人の学力を伸ばし、学習意欲を高める指導を推進します。
- ○学習指導要領の確実な実施に努め、児童生徒に基礎的・基本的な知識や技能、それらを活用するために必要な思考力・判断力・表現力などを身に付けます。



【小学校授業の様子】

- ○「いきいき先生」等を中心としたきめ細かな指導の充実
 - ・すべての小・中学校に「いきいき先生」、また実態に応じて「学力向上支援 員」「特別支援教育指導員」「日本語指導員」等を配置し、ティーム・ティ ーチングによる学習支援、算数に特化した学習支援、教育的ニーズに応じた 適切な支援、不登校傾向にある児童生徒への学習・生活支援、帰国・外国人 児童生徒への学習支援などを行います。
 - ・児童生徒一人一人に応じたきめ細かな指導のため、少人数指導や習熟度別指導、補充的指導などによる「個に応じた指導」を進めます。
- ○教科等の指導内容・指導方法の工夫・改善
 - ・学習指導要領を円滑に実施し、児童生徒に基礎的・基本的な知識や技能、それらを活用するために必要な思考力・判断力・表現力などを身に付けるため

に、教員研修会などを充実させるとともに、教科等の指導内容・指導方法を 工夫・改善します。

(2) グローバル化に対応する教育の推進

~現状と課題~

急速な国際化が進んでいる状況の中で、国際社会を主体的に生きる日本人を育成するためには、伝統と文化を尊重し、我が国と郷土を愛する態度や他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養う教育が必要です。

ICTや交通分野での技術革新により、国や地域が直接世界とつながることが可能となってきている中で、国内外の様々な場においてグローバル化に対応できる力や多文化共生精神を児童生徒に育むことが必要です。また、地球規模の課題を自ら発見し、解決する力を有した、世界で活躍できる人材の育成も求められます。そのためには、多様な価値観を受容し、他者とともに国際的な視野をもって地域社会の問題を解決する力や外国語も含めたコミュニケーション能力を高める教育の充実を図ることが必要です。

~施策の方向性~

- ○グローバル化の進展に対応する力を育む教育を 推進します。
- ○小・中学校における外国語教育を充実します。



【中学校生徒海外派遣】

- ○国際性を育む教育の推進
 - ・学校における教育活動全体を通じて、視野を広げ、国際社会の平和と発展に寄 与する態度、チャレンジ精神などを育む教育を推進します。
 - ・児童生徒の発達の段階に応じ、多文化共生の精神を育成する教育を進めます。
 - ・中学校生徒海外派遣事業の実施など国際理解教育を推進します。
 - ・外国語指導助手(ALT)の充実を図り、日常の中での国際理解を深めていきます。
- ○小・中学校の一貫した外国語教育の充実
 - ・児童生徒のコミュニケーション能力を高める外国語教育などを充実するため、 小・中学校の一貫した学びを重視し、教員の指導力や専門性を向上させる取組 を推進します。
 - ・小・中学校ともに、外国語指導助手の適切な配置に取り組み、英語を用いたコミュニケーション能力の向上を図ります。

2 豊かな心の育成

(1) 豊かな心を育む教育の推進

~現状と課題~

家庭や地域の教育力の低下を背景に、子どもたちの生活習慣の乱れや規範意識の低下、人間関係の希薄化が指摘されています。また、社会全体の多様化に伴い、他者と議論を重ね、自分も周囲も納得できるものを見いだす力が求められます。多様化する社会の中で、子どもたちに基本的な生活習慣を身に付けさせ、規範意識を高めるとともに、自らを律しつつ、他者を思いやる心や感動する心などの豊かな人間性を育む必要があります。答えが一つではない道徳的な課題に子どもたちが向き合い、考え、議論する態度を育むことも重要です。

子どもたちの思いやりの心や規範意識、学習意欲、目的意識、望ましい勤労観・職業観などの豊かな人間性や社会性を育むためには、他者との関わりや社会、自然環境の中での様々な体験活動を充実させていくことが重要です。様々な体験活動を通して、一人一人が自らの課題を乗り越え、他者と協働して何かを成し遂げる力を育て、自己肯定感・自己有用感を高めることが大切です。

~施策の方向性~

- ○子どもたちの豊かな人間性や社会性を育むため、体験活動を推進します。
- ○児童生徒の社会的自立に向け、規律ある態度の育成に取り組みます。
- ○様々な道徳的課題に児童生徒が向き合う「考え、議論する道徳」を推進します。

- ○体験活動の推進
 - ・学校が地域社会と連携し、各学校の保護者・地域・子どもたちの実態や課題を 把握し、その解決を図るための学校の取組をサポートし、特色ある学校づくり の推進に努めます。
 - ・学校が家庭・地域の協力の下、花の植え替え作業を通して学校の環境を整え、 豊かな心の教育を推進できるよう「学校花いっぱい運動事業」を支援します。
- ○規律ある態度の育成
 - ・児童生徒の社会的自立に向け、各学校における学習規律、基本的生活習慣の確立を推進するため、鴻巣市「のすっ子宣言」を活用していきます。また、各学校での取組を共有し、家庭と連携した生徒指導を推進します。
 - ・「埼玉県学力・学習状況調査」の質問紙調査の結果を、小学校4年生から中学校3年生まで毎年度継続して本人・保護者・学校が共有・活用することにより、 児童生徒一人一人の規律ある態度の育成を図ります。
- ○道徳教育の推進
 - ・学校の教育活動全体を通じて道徳教育を行えるよう、道徳教育推進教師を中心 とした指導体制づくりを推進します。
 - ・埼玉県独自の教材「彩の国の道徳」を活用します。「特別の教科 道徳」を要 として、発達段階に応じた道徳教育の取組を推進するとともに、「家庭用 彩 の国の道徳」を活用し、家庭・地域・学校が連携した道徳教育を推進します。

(2) いじめ防止の対策の推進と生徒指導の充実 ~現状と課題~

いじめは全ての子どもたちに関係する問題であり、どの子どもでも、どの学校にも 起こり得るものであるとの認識の下、学校や家庭・地域、関係機関が一体となって、 子どもたちにいじめを許さない意識を醸成することが必要です。また、「いじめ防止 対策推進法」や「埼玉県いじめの防止等のための基本的な方針」、「鴻巣市いじめの 防止等のための基本的な方針」などを踏まえつつ、いじめの未然防止、早期発見・早 期対応に取り組むことが求められます。

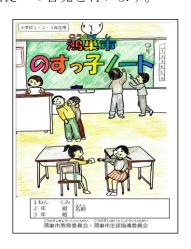
その際、いじめは人権の侵害であること、相手の立場や気持ちを考えて行動することの大切さを理解できるよう指導する必要があります。

また、子どもたちの問題行動の予防・解決を図るため、家庭・地域や関係機関等と連携・協働して、一貫性をもった生徒指導体制を確立し、取組を進める必要があります。

~施策の方向性~

- ○いじめ防止のため、児童生徒の人権感覚を育成するとともに、学校や家庭でのいじめの未然防止・早期発見・早期対応に向けた取組を行います。また、教育相談活動を推進します。
- ○あらゆる教育活動を通じて積極的な生徒指導を推進します。
- ○関係機関や学校・家庭・地域が一体となって、いじめや非行・問題行動の防止や有害環境から子どもを守ります。

- ○いじめ防止対策の推進
 - ・「いじめ防止対策推進法」、「鴻巣市いじめ防止等のための基本的な方針」等の 内容について周知徹底を図り、いじめの予防・解消に向けた積極的な認知と早 期対応を各学校に促すとともに、いじめ防止への取組を進めるための研修など の充実を図ります。
 - ・ネットいじめやネットトラブルから子どもを守るため、関係機関と連携し、教職 員への研修を実施するとともに、保護者や児童生徒への啓発を行います。
 - ・「のすっ子ノート」(いじめ防止ノート)を活用 しながら、教育活動全体を通じて、いじめ防止 等の指導を推進します。



【のすっ子ノート】

○生徒指導体制の充実

- ・校内指導体制を確立し、児童生徒一人一人に対する理解に基づいた生徒指導を 推進するとともに、関係機関等と連携・協働し、問題行動に対して組織的に対 応する指導体制の充実を支援します。
- ・学校の生徒指導上の課題の解決に向け、生徒指導体制の充実に取り組む学校を 支援します。

○非行・問題行動の防止

- ・学校と地域、警察などの関係機関との連携を図り、非行・問題行動を未然に防止するためのネットワークの形成を支援します。
- ・非行防止教室や薬物乱用防止教室を充実するとともに、保護者の参加も促し、 非行・問題行動の未然防止に努めます。

(3) 人権を尊重した教育の推進

~現状と課題~

現代社会においては、人間関係の希薄化や規範意識の低下、家庭や地域においての教育力の低下に伴い、様々な偏見や差別、いじめなどの様々な人権問題が発生している現状にあります。また近年では県内で生活する外国人の増加により、言語や文化の相違に起因する人権侵害や、情報化社会の進展に伴うインターネットの匿名性を利用した人権侵害も社会問題となっています。

さらに児童虐待に関しても、埼玉県の児童相談所における児童虐待通告受付件数は平成20年度(2008年)に2,657件でしたが、平成30年度(2018年)には15,534件に達しており、増加傾向にあります。埼玉県では平成30年4月に埼玉県虐待禁止条例が施行されており、児童虐待防止のための取組の充実が求められています。

鴻巣市では「人権尊重都市宣言」の趣旨に則り、あらゆる差別をなくし、平和で明るい心安らかな鴻巣市の実現を目指しております。学校教育においてもその実現に向けて、子どもの発達段階に応じて、正しい理解のもとに人権への配慮がその態度や行動につながるような人権感覚を身に付けさせることが重要であると考えます。

~施策の方向性~

- ○自分の人権を守り、他者の人権も守ろうとする意識の向上を図るために、子ども たちの人権感覚を育成する教育の充実を推進します。
- ○関係機関と連携しながら、児童虐待の早期発見・早期対応に努めます。

- ○人権教育の推進
 - ・人権尊重の理念や様々な人権問題に対する理解を学校・家庭・地域において深めるために、人権教育に関する研修に取り組みます。
 - ・児童生徒や保護者の豊かな人権感覚を育むため、埼玉県教育委員会発行の「人

権感覚育成プログラム」などを活用し、参加体験型学習のもとでいじめなどの 人権問題について児童生徒が主体的に考え、自らの考えを発表できる取組を行 います。

- ○様々な人権課題に対応した教育の推進
 - ・学校の教育活動を通じて、児童生徒が正しい理解のもとに人権課題に正対できるよう、男女共同参画の視点に立った教育や、性的マイノリティや障がいのある人への差別、同和問題やインターネットによる人権侵害、北朝鮮当局による 拉致問題やヘイトスピーチの問題など、様々な人権課題に対応した教育の充実を図ります。
- ○虐待から子どもを守る取組の推進
 - ・児童虐待から子どもを守るため、早期発見・早期対応への研修を充実させ、家 庭や地域の関係機関と連携した児童虐待防止の取組を推進します。

3 健やかな体の育成

(1)健康の保持増進

~現状と課題~

生涯にわたって健康な生活を送るための基礎を作るには、学校の教育活動全体を通じた体系的な保健教育を充実する必要があります。また、学校・家庭・地域が連携して、子どもたちの生活リズムを整えるなど、子どもたちの健康づくりに取り組んでいくことが重要です。

社会状況の変化に伴い、子どもたちの食生活の乱れが指摘されています。食育については第一義的な役割は家庭にありますが、学校においても食育推進体制を整備して取り組むことが大切です。さらに、子どもが情報機器に接する時間の増加により、生活時間が変化しており、規則正しい生活習慣の確立が求められています。

~施策の方向性~

- ○時代の変化とともに新たに生じる課題への対応を含め、学校の教育活動全体を通じた体系的な学校保健を充実します。
- ○食事についての正しい知識や、望ましい食生活を子どもたちが身に付けられるよう、学校・家庭・地域が連携して食育を推進します。
- ○子どもの基本的な生活習慣の確立を推進します。

~主な取組~

- ○学校保健の充実
 - ・各学校で学校保健計画を作成し、学校保健委員会を中心に家庭や地域の専門機関等と連携して保健教育・保健管理の充実に取り組むなど、学校保健活動を推進します。
 - ・児童生徒の食物アレルギー・アナフィラキシーについては、教職員研修の実施 や関係機関との連携により、学校における対応の充実を図ります。

○食育の推進

- ・子どもたちに望ましい食習慣を身に付けさせるために、学校・家庭・地域が連携 し、食育の推進に取り組みます。
- ・栄養教諭をはじめ、学校における食育の推進者の指導力を向上させるため、食 に関する指導の全体計画や授業における具体的な指導方法等に関する研修を充 実します。
- ・学校給食を「生きた教材」とし、地場産物の使用割合の向上と併せて、食に対する理解・関心を高めます。
- ○性に関する教育や薬物乱用防止教育の推進
 - ・児童生徒の心と体のバランスに配慮した性に関する指導や性感染症の予防・啓 発を進めます。
 - ・薬物乱用防止教室や保健授業において、薬物に関する最新の情報等を教育内容 に取り入れ、薬物乱用防止教育の充実を図ります。

(2) 体力の向上と学校体育活動の推進

~現状と課題~

本市の子どもたちの体力は、小学生、中学生それぞれにおいて、概ね向上の傾向にあります。しかし、子どもの生活全体から日常的な身体活動が減少しており、運動をする子としない子の二極化の傾向も指摘されています。生涯にわたり健康で豊かなスポーツライフを実現するためには、学校での授業や体育的行事、運動部活動などの体育的活動の充実を図り、子どもたちに運動習慣を身に付けさせることが大切です。

また、学校における運動部活動は、体力や技能の向上を図るとともに、好ましい 人間関係の構築や責任感・連帯感の涵養に資するなど、大きな役割を果たしていま す。その運営にあたっては、本市や各学校の部活動に係る活動方針をもとに、持続 可能な運営体制を整えることが必要です。

~施策の方向性~

- ○児童生徒一人一人の実態に合った体力の向上を図ります。
- ○鴻巣市体力向上推進委嘱研究校や学校課題研究校(体育科・体力向上)を核に、 家庭や地域と連携しながら、体力向上に努めます。
- ○実技研修会や指導法研修会等を通して、体育的活動の内容や指導方法の改善・充 実を図ります。
- ○本市や各学校の部活動に係る活動方針をもとに、部活動の運営体制を整えます。

~主な取組~

- ○児童生徒の体力の向上
 - ・児童生徒一人一人の体力を伸ばすために、 体力テストの結果(体力プロフィールシート)を効果的に活用します。



【中学校体育授業の様子】

○学校体育の充実

- ・鴻巣市体力向上推進委員会、体力向上推進校、学校課題研究校において、体力 向上のための研究実践を推進し、その成果を市内全校に広めます。
- ・鴻巣市体力向上推進委員会や体力向上推進校の授業研究会を通して、小・中の 連携を図りながら、指導法を研究し、指導力の向上に努めます。
- ・教員の指導力向上のための研修会を充実します。

○運動部活動の充実

- ・本市や各学校の部活動に係る活動方針をもとに、運動部活動の活動時間や休養 日の適正化を進め、生徒のバランスのとれた生活や成長に配慮します。
- ・中学校の運動部活動に外部指導者を派遣するとともに、指導力の向上を図るため運動部顧問及び外部指導者を対象とした講習会への参加に努めます。

4 自立する力の育成

(1) キャリア教育・職業教育の推進

~現状と課題~

A I などの技術革新の進展により、現在の子どもたちの半数以上が現在存在していない職業に就くとの予測や、今後約20年間で約50%の仕事が自動化される可能性が高いとの予測が出されています。このような予測困難な時代において、受け身で対処するのではなく、主体的に課題に対して向き合い、判断しながら、社会の中で他者とともに課題を解決していく力を育成することが課題となっています。

そのためにも、子どもたちの発達段階に応じた体系的で系統的なキャリア教育を 推進し、自らの力で人生を切り拓く力を育成していくことが重要となります。児童 生徒が主体的に自らの進路選択が行えるよう、キャリア教育や職業教育を推進して いきます。

~施策の方向性~

- ○学校・家庭・地域が連携・協働し、子どもたちの発達段階に応じた体系的・系統 的なキャリア教育を推進します。
- ○児童生徒が働くことに対して関心や意欲がもてるように、社会体験チャレンジ事業などの実際の職場での体験活動を推進します。

~主な取組~

- ○小・中学校における体系的・系統的なキャリア教育・職業教育の推進
 - ・児童生徒が主体的に、目的意識をもって自らの進路選択ができるように児童生 徒の活動を記録・蓄積できるようにし、小・中学校において発達段階に応じた 体系的・系統的なキャリア教育を推進します。
 - ・中学生が目的意識をもって自ら適切な進路選択ができるよう、生徒と保護者から信頼される個に応じた進路指導を推進します。
- ○中学生社会体験チャレンジ事業の推進
 - ・子どもたちが働くことについて、関心や意欲が高められるように、学校・家庭 ・地域などが一体となって、実際の職場での体験活動を行う社会体験チャレン ジ事業を推進します。

(2) 主体的に社会の形成に参画する力の育成

~現状と課題~

社会においては、構成要員が主体的に社会の課題解決に関わることで、社会の持続的な発展を生み出すことが可能となります。今後の発展のためにも、将来を担う子どもたちが主体的に物事に取り組み、社会に参画する力を育むことが必要となります。

子どもたちが社会的に自立し、他者との協力・協働のもとに課題を解決していく

ためには、社会性やコミュニケーション能力とともに、公民としての必要な知識や 思考力・判断力・表現力等を身に付けていくことが重要となります。そのためにも 学校教育において家庭や地域社会と連携し、地球規模の環境問題、資源エネルギー の問題、政治参加などに対する自覚の育成、ボランティアや納税など一人一人が課 題意識をもち、主体的に社会の形成に参画ができるよう、育成していくことが重要 です。

~施策の方向性~

- ○他者と連携・協働する力の育成を目指します。
- ○持続可能な社会の担い手となる力の育成を目指します。

- ○環境教育の推進
 - ・発達段階に応じて、関係機関と連携し、学習指導要領に基づいた教科横断的な 視点のもと、環境教育を推進します。
- ○持続可能な開発のための教育(ESD)の推進
 - ・地球規模の問題を自己の課題として解決に向けて主体的な行動ができるよう に、持続可能な開発のための教育(ESD)を推進します。

5 多様なニーズに対応した教育の推進

(1) 特別支援教育の推進

~現状と課題~

平成26年に「障害者の権利に関する条約」が批准され、平成28年には「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」が施行されるなど、共生社会の実現に向けて我が国の法制度は大きく変化しています。誰もが相互に人格と個性を尊重し支えあい、人々の多様な在り方を相互に認め合える共生社会の実現に向けて、特別支援教育の推進がますます重要となっています。

特別支援学校や特別支援学級の場で学ぶ児童生徒に加え、小・中学校などの通常の学級にも特別な教育的支援を必要とする児童生徒が在籍しており、早期からの切れ目のない支援をしていくことが重要です。これまでに、本市では「インクルーシブ教育システム」の構築に向け、県立特別支援学校との「支援籍学習」を進めるなど障がいのある子どもと障がいのない子どもが共に学ぶことを追求するとともに、障がいのある子どもたちが適切な支援を受けられるよう、通常の学級、通級による指導、特別支援学級などの連続性のある「多様な学びの場」の充実に取り組んできました。今後は、これらの取組をさらに充実させるとともに、障がいのある子どもの自立と社会参加を目指した取組を進めることが重要です。

~施策の方向性~

- ○各学校において、特別な教育的支援を必要とする児童生徒への指導や支援を切れ 目なく提供する体制を整えます。
- ○共生社会の実現に向けて、特別支援学級や通級指導教室などの「多様な学びの場」 を充実させるとともに、教員の専門性の向上を図ります。

- ○就学相談、発達に関する相談の充実
 - ・鴻巣市立教育支援センターの取組を生かして、早期からのきめ細かな就学相談 や発達に関する相談を行います。
- ○「特別支援教育指導員」の配置
 - ・一人一人の教育的ニーズに応じた支援を充実させるために、特別支援学級設置 校に特別支援教育指導員の配置を行います。
- ○就学支援委員会の活動
 - ・一人一人の教育的ニーズに応じた適切な就学に向けて、就学支援委員会の役割 の充実を図るとともに、教育・医療・福祉などの関係機関と連携を進めます。
 - ・校内就学支援委員会の充実、個別の教育指導計画作成と活用など体制整備に取 り組みます。

○通級指導教室による指導

- ・難聴、言語障がい、発達障がい、情緒障がいの児童を対象に、通級指導教室に おいて通常の学級と連携を図りながら、自立活動の指導を進めます。
- ○特別支援教育、通級指導教室の整備
 - ・特別支援学級や通級指導教室について、児童生徒、保護者の教育的ニーズに応 じた多様な学びの場の充実に努め、計画的に整備を進めます。

(2) 不登校児童生徒への支援

~現状と課題~

不登校児童生徒数は依然として高水準で推移しており、生徒指導上の喫緊の課題となっています。不登校は、取り巻く環境によっては、どの児童生徒にも起こり得るものとして捉え、多様な要因・背景により、結果として不登校になっているという状況を問題行動であると受け取られないよう配慮することが求められます。

不登校児童生徒への支援においては、児童生徒一人一人の可能性を伸ばせるように、本人の意思を十分に尊重した上で、関係機関等と連携し、社会的自立に向けた支援を行うことが求められます。また、不登校は中学生になると急増する傾向にあり、環境の変化に対応できる力を早期から育むとともに、小・中学校の円滑な接続を進める必要があります。

~施策の方向性~

- ○中学校で急増する不登校の未然防止、早期発見・早期対応に向けた小・中学校の 円滑な接続を推進します。
- ○児童生徒一人一人の状況に応じたきめ細かな教育相談ができる体制の充実を図ります。
- ○個々の不登校児童生徒の状況に応じた教育機会の確保に努めます。

~主な取組~

- ○不登校対策の推進
 - ・鴻巣市立教育支援センターが中心となって、定期的に担当者会議を開催し、教職員の資質向上に努めるとともに、小中連携を図り不登校の未然防止、早期発見・早期対応の体制の充実を図ります。
- ○さわやか相談員活用事業の推進



【鴻巣市立教育支援センター】

・鴻巣市立教育支援センターと各中学校に配置されているさわやか相談員との接続を意識し、関係機関との連携を図り、組織的な相談活動を行います。

- ○教育相談室·適応指導教室活用事業
 - ・鴻巣市立教育支援センターでの相談活動を充実させ、必要に応じて家庭訪問を 行うなどの対応を図ります。また、個別の事情で学校に通学できない児童生徒 に対し、適応指導教室を活用し、学習支援等の機会確保を推進します。

(3) 一人一人の状況に応じた支援

~現状と課題~

近年の外国人居住者の増加や家庭を取り巻く環境の変化等に伴い、教育をめぐるニーズは多様化しています。このような中においても、全ての子どもたちがその意欲や能力に応じて力を発揮することができるよう、一人一人の状況に応じた教育を進めることがより一層重要になっています。また、世帯構造や地域社会の変化に伴い、子育てについての悩みや不安を多く抱えながらも身近に相談できる相手がいないといった課題も指摘されています。

帰国児童生徒や外国人児童生徒などについては、学校生活へ円滑に適応できるよう、言語や文化等の差異に係るきめ細かな支援を行うために、専門的な指導ができる人材の確保が必要です。そして、地域全体で家庭教育を支えるために、心理又は福祉に関する専門的な知識・経験を有する人材の確保、本市が行う教育相談体制の整備が必要です。

~施策の方向性~

- ○帰国児童生徒や外国人児童生徒など、日本語指導が必要な児童生徒への教育支援 を推進します。
- ○児童生徒の抱える様々な課題にきめ細かな対応をします。

- ○日本語指導が必要な児童生徒への教育支援
 - ・帰国児童生徒・外国人児童生徒などが学校生活へ円滑に適応できるよう、日本 語の指導を行うための教員等の配置や実践的な教員研修の実施、日本語指導が 必要な児童生徒に対する特別の教育課程の編成・実施など、教育支援の充実を 図ります。
- ○児童生徒の様々な課題への支援
 - ・児童生徒の心理又は福祉に関する専門的な知識・経験を有する人材を活用する とともに、市町村が行う教育相談体制の整備を支援するなど、教育相談活動を 推進します。
 - ・性同一性障害及び性的マイノリティに係る児童生徒などに対して、児童生徒の 心情等に配慮したきめ細かな対応を進めます。

6 質の高い学校教育の推進

(1)教育研究活動の推進

~現状と課題~

児童生徒に確かな学力や豊かな心、健やかな体を育成していくためには、学校教育の質の向上を図ることが不可欠です。そのためには、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善を通して、生きて働く「知識・技能」を習得し、未知の状況にも対応できる「思考力・判断力・表現力等」を育み、学びを人生に生かそうとする「学びに向かう力・人間性等」を涵養するための資質・能力を育成する教育活動を進めることが必要です。

本市では、研究委嘱や研修活動の充実によって、研究・実践を積み重ね、教員の指導力を向上させるとともに、子どもたちに「生きる力」の育成を図ります。

~施策の方向性~

- ○本市の教育の確実な進展に資するため、各校の教育課題解決に向けての取組を 支援するとともに、鴻巣市教育委員会、鴻巣市教育研究会等の委嘱による研究、 研修会を推進します。
- ○市内全小・中学校への学校訪問を通して、創意工夫ある教育活動の充実及び質の 高い授業改善を進めます。
- ○鴻巣市立教育支援センターを研修の拠点として教職員の資質向上を図る研修を 推進します。

~主な取組~

- ○研究委嘱事業の推進
 - ・2年間継続した研究に取り組めるよう鴻巣市教育委員会及び鴻巣市教育研究会 の委嘱校を指定し、児童生徒の視点に立った先進的・実践的な研究推進を目指 します。
- ○児童生徒体力向上推進事業
 - ・児童生徒の健康の増進と体力の向上を図るため、鴻巣市体力向上推進委員会を 組織し、体力向上研究委嘱校の授業研究を中心に、本市の児童生徒の健康・体 力の向上を推進します。

○校種間連携推進事業

・川里中学校区の小中一貫教育やその他の全中学校区で進めている小・中学校9年間の学びと育ちの連続性を重視した取組に工夫を加えながら、つながりのある教育を推進し、鴻巣市の学校教育全体の質の向上を図ります。



【川里中学校区挨拶運動】

- ○学校訪問(指導担当、人事・学事担当)
 - ・学校訪問を通して、複雑化・多様化する課題を学校が解決し、適切に教育活動 を実施していくための情報提供を行いながら、学校経営及び教育指導等の充実 ・改善を図り、学校力向上を目指します。

(2) 教職員の資質・能力の向上

~現状と課題~

次代を担う児童生徒一人一人を認め、鍛え、育むためには、個々の教職員が自らの職責と学び続ける教職員としての在り方を自覚しながら、個性を生かし、能力を発揮することが大切です。

学校教育の質の維持向上を図るためには、良好な労働環境のもと、キャリア段階に応じた適切な研修や専門研修などを行い、指導力や使命感のある教職員の育成を継続的に図るとともに、学校としての組織力を強化することが必要です。

~施策の方向性~

- ○人事評価システムを活用し、教職員の人事管理や資質・能力の向上に取り組みます。
- ○学校の教育活動や学校運営の自律的、継続的な改善に資するため、学校評価システムなどの充実に取り組みます。
- ○教職員のライフステージに応じた適切な研修を充実します。
- ○教育の質の向上のため、教職員の心身の健康増進を図っていきます。

- ○人事評価システムの充実
 - ・管理職の研修会等を行い、人事評価システムのより有効な活用と、教職員の公 正な人事管理や資質能力の向上に取り組みます。
- ○学校評価システムの充実
 - ・全小・中学校で実施している学校関係者評価及びその結果公表により、学校の 教育活動や学校運営のさらなる改善・充実に取り組みます。
- ○教職員研修の充実
 - ・今日的課題について一同に研修する機会を 設け、共通認識のもと教職員が意欲をもっ て教育活動に取り組める研修を実施しま す。(鴻巣市教職員全員研修会)
 - ・各種委員会(生徒指導・体力向上・就学支援・地域学習・進路指導等)を設け、本市の課題解決に向けた組織的・効果的な取組を推進します。



【鴻巣市教職員全員研修会】

- ・教職員の実践的指導力を向上させるために、優れた実践例や研究成果等の蓄積 とその活用に取り組み、教育活動の工夫・改善を推進します。
- ・市内の初任者、転入教員、経験3年目の若手教員、臨時的任用教職員を対象とした、実践的な研修会を実施し、自らのキャリアステージに応じて求められる資質・能力や、教員としての使命感の向上を図ります。
- ○教職員の心身の健康の保持増進
 - ・健康診断やストレスチェックの実施、長時間労働により疲労の蓄積が見られる 職員に対する管理職や精神科医の面接相談を行うなど、教職員の心身の健康の保 持増進の取組を進めます。
 - ・「鴻巣市立小・中学校における働き方改革基本方針」をもとに、「鴻巣市学校負担軽減ハンドブック」の活用促進や「鴻巣市立中学校にかかる部活動の方針」の周知徹底、「ノー残業デー」や「ふれあいデー(定時退勤)」、「学校閉庁日」の設定などによる教職員の働き方改革を推進し、意識改革と活力向上を目指します。

(3) 学習環境の整備・充実

~現状と課題~

校舎等の耐震化は平成25年度をもって完了し、また、児童生徒の健康と安全な学習環境を守る観点から、普通教室と図書室、音楽室を対象に平成26年度に全校一斉にエアコンを導入し、令和元年度には、中学校特別教室(理科室・美術室の一部)にも導入しました。今後は、多くの学校において施設の老朽化が進んでおり、適正な維持管理により安全で快適な学習環境づくりを進めていくことが必要です。

学習指導要領では、情報活用能力が言語能力と同様に、すべての学習の基礎となる資質能力と位置づけられ、情報活用能力の育成のため、学校においてコンピュータや情報通信ネットワークなどの情報手段を活用するために必要な環境を整え、これらを適切に活用した学習活動の充実を図ることが重要とされています。

鴻巣市ではこれまで学校のICT環境の整備を進めてきましたが、国の目標値(第3期教育振興基本計画に基づくICT環境整備の指標)と比較すると教育用コンピュータの台数や普通教室の無線LAN整備などに課題があり、学校におけるICT環境のより一層の整備が必要です。

また、質の高い学校教育を推進するため、学習指導要領を踏まえ改訂された教材 整備指針に対応した教材備品の整備を計画的に進めていくことが必要です

~施策の方向性~

- ○計画的な施設整備により、安全で快適な学校づくりを進めます。
- ○学習活動や校務において日常的にICT機器を活用できる環境を整備します。
- ○学習指導要領に対応した教材備品の整備を推進します。

~主な取組~

- ○学校施設等の整備推進
 - ・学校施設の老朽化に対して、安全で快適な学習環境を維持するため、施設修繕や大 規模改造工事を実施します。
 - ・子どもたちの運動意欲の増進や緑化推進温暖 化対策等環境学習への意欲を高めるため、校庭 の芝生化を進めます。
- ○学校ICT環境の整備
 - ・児童生徒が学習活動で日常的にICT機器を活用できるように、普通教室でも教育用コンピュータを使用できる環境の整備、また教育用コンピュータの台数の充実に努めます。



【小学校の校庭芝生化】

- ・プログラミング教育用教材など、新学習指導要領に沿った教材整備を図り、教育活動の充実に努めます。
- ○学校図書室の整備充実
 - ・学校図書の充足率に関しては一定の成果が見られており、今後は学校図書の内容 の充実を図ります。
 - ・学校図書室に専門的な知識を有する学校図書館支援員を配置し、学校図書室の活用推進及び環境の充実を図り、児童・生徒の主体的な学習活動・読書活動の促進に 努めます。
 - (※) ICT環境: インフォメーション・アンド・コミュニケーション・テクノロジーの略であり、一般に情報通信技術と訳される。より効果的な授業を行うため、ネットワーク環境を計画的に整備することが重要である。

(4) 小・中学校の適正規模及び適正配置の推進

~現状と課題~

児童生徒に対する教育効果は、一定規模の集団の中で学ぶことにより得られるものであると考えられます。小・中学校の適正規模については、国の学校教育法施行規則により12~18学級の基準が示されており、これがひとつの目安となっています。現在、本市においては、少子化等の影響から学校規模に偏りが生じている状況が見受けられ、特に、以前は大規模であった小学校でも、現在は学年によっては1学級しか編制できなかったり、全学年1学級だったりというように、小規模化が進んでいる学校があります。さらには一部の学年において2つの学年で編成される複式学級が見込まれる規模まで児童数が減少している学校もあります。このような学校の小規模化は、子ども同士の人間関係や社会性の育成、学校としての教育指導等、学校運営面にさまざまな影響を与えることが考えられ、学校規模や配置による格差を少なくすることが課題となっています。

~施策の方向性~

○地域の実情に合わせ、保護者や地域の方々の意向を尊重しながら、学校配置や通 学区域の見直しを含め、適正化に向けた対応を図ります。

- ○鴻巣市総合教育会議
 - ・市長が主宰する鴻巣市総合教育会議において、小・中学校の適正規模及び適正配 置に関する事項について協議・調整を行います。

7 学校・家庭・地域の教育力の向上

(1)地域の教育力の向上

~現状と課題~

これからの社会は個人が豊かに生活し自立するだけでなく、社会を構成する人々 や組織が互いに連携・協働しながらさまざまな課題を解決してくことが必要である とされています。そのため、これからの未来を担う児童生徒は、子どもの頃から社 会の人々と関わり、多様な体験をしていくことで地域の構成員としての社会性など を身に付けていくことが求められています。

子どもたちが心豊かにたくましく成長する環境を作るために、地域の学校・家庭・地域が一体となった教育を推進し、地域にある様々な物的・人的資源を活用することで地域の教育力を学校に取り込むことが重要です。また地域の目標を共有し、学校を地域の教育の拠点として地域で生かす必要があります。

本市では、市内すべての小・中学校に保護者や地域住民による「学校応援団」、また平成23年度から「放課後子ども教室」を推進してきました。これらの活動を基礎に、学校・家庭・地域の関係を連携・協働という双方向の関係に発展させるために、「社会に開かれた学校」として地域全体の教育力を高めていきます。

~施策の方向性~

- ○「学校応援団」の活動の充実を図ります。
- ○「放課後子ども教室」の実施校の連携を図り、活動を充実させるとともに実施校 の拡充を推進します。

~主な取組~

- ○「学校応援団」の活動の充実
 - ・活動を通じて、学校における学習活動、安全確保、環境整備などのボランティアとして保護者や地域住民の参加を積極的に進め、学校・家庭・地域が一体となった子どもの育成を推進します。
- ○放課後子ども教室の推進
 - ・小学校の余裕教室などを活用した子どもたちの安心・安全な居場所の整備と、放 課後などに地域住民の参画を得た子どもたちの活動の充実を図ります。

(2) 学校・家庭・地域が一体となった教育の推進

~現状と課題~

学力や体力の向上、規律ある児童生徒の育成のためには、地域の教育力を高めるとともに、学校と地域が一体となった取組が必要です。家庭、地域の教育に対する関心と理解を一層深めて、地域全体で子どもの学びや育ちを支える地域学校共同活動を推進し、「社会に開かれた学校」づくりに取り組む必要があります。

地域の方々の意見を取り入れた地域に根ざした学校づくりを目指すとともに、家庭・地域の人的・物的資源を活用し、学校教育の充実を図ることが重要です。

~施策の方向性~

- ○学校が地域社会と連携し、特色ある学校づくりの推進を支援します。
- ○学校花いっぱい運動事業を通じて、学校が地域の方々とともに豊かな心の教育を 推進できるよう支援します。
- ○学習の充実を図るため、家庭・地域の人材活用等について支援します。
- ○コミュニティ・スクール (学校運営協議会制度) の設置を推進し、「地域ととも にある学校づくり」を推進します。
- ○地域あいさつ運動を推進します。

~主な取組~

- ○特色ある学校づくりの推進
 - ・各学校の保護者・地域・子どもたちの実態や課題を把握し、その解決を図るための学校の取組をサポートし、特色ある学校づくりの推進に努めます。
- ○学校花いっぱい運動事業の推進
 - ・学校が家庭・地域の協力の下、花の植え替え作業を通して学校の環境を整え、 地域のための学校づくりを推進していきます。
- ○地域人材活用事業の推進
 - ・家庭・地域の人材を活かして、各教科等の授業が展開されるよう、人材の情報 提供、授業改善の指導助言に取り組みます。
- ○コミュニティ・スクール (学校運営協議会制度) の設置推進とその充実
 - ・学校と地域住民等が力を合わせ学校の運営に取り組むことが可能となる「地域 とともにある学校づくり」への転換を支援していきます。
- ○地域あいさつ運動の推進
 - ・心からのさわやかで元気なあいさつのできる児童生徒の育成のため、学校内だけではなく、地域の中で自然とあいさつのできる子どもの育成に努めます。

(3) 家庭教育支援体制の充実

~現状と課題~

子どもが基本的な生活習慣、生活能力、豊かな情操、他人に対する思いやりや善悪の判断など基本的倫理観、自立心や自制心、社会的なマナーを身に付けるうえで家庭教育は重要な役割を担っています。しかし、少子高齢化、核家族化や都市化が進み、社会環境や生活様式が大きく変化する中で、育児への悩みや不安が増大するなど、家庭教育力の向上が課題となっています。

このため、これから親になる世代や子育て中の親に対して、親としての力を高め

ることなど家庭教育に関する学習を支援する必要があります。

~施策の方向性~

○子どもを取り巻く社会環境が著しく変化する中で、子どもの健やかな成長を願い、健康で心豊かな家庭づくりを目指すため、家庭教育に関する学習機会を広く 設けるなど、家庭の教育力の向上を図るよう社会全体での取組を支援していき ます。

- ○「子育て学習」の実施
 - ・「子育て学習」では、埼玉県の「『親の学習』プログラム」を活用し、子育てに関して家庭教育に必要なことや基本的な生活習慣、日常で気を付けることなど広範囲に渡る内容を、グループ学習等を取り入れながら講演を行います。
- ○家庭教育学級の実施
 - ・保護者が家庭教育に関する学習や交流を 積極的に推進し、その成果を家庭や地域 社会に還元することを目的に、市内の小・ 中学校のうち4校の単位PTA、及び市 PTA連合会に委託して家庭教育学級を 実施します。



【PTA連合会家庭教育学級】

8 生涯学習とスポーツの振興

(1) 生涯を通じた多様な学習活動の振興

~現状と課題~

近年、少子高齢化が進み、パソコンやスマートフォンの普及に伴う情報化社会の 進展など著しい環境の変化に伴い、生涯学習活動に自ら取り組む人々が求める学習 目的や学習内容は、ますます多様化、高度化しています。

子どもから高齢者まで、生涯にわたり自ら進んで学習できる機会の提供や学習情報の拡充、市民が主体となった生涯学習活動の推進や市民一人一人が生き生きと生活できる地域社会の実現に向けて、より一層の振興を図ります。

~施策の方向性~

- ○生涯学習の推進体制の整備を進めます。
- ○学習機会の提供を行います。
- ○図書館の利用促進を図ります。
- ○子どもの読書活動推進を図ります。
- ○生涯学習施設の管理・運営を行います。
- ○青少年の育成を支援します。

- ○生涯学習推進体制の整備
 - ・生涯学習の推進が図れるよう、生涯学習推進実行委員会の活動を支援し、体制 の整備を図ります。
- ○学習機会の提供
 - ・多様化・高度化するニーズに対応する学習機会が提供できるよう、大学等、他 の教育機関と連携する取組を進めます。
- ○図書館の利用促進
 - ・図書館と小・中学校の図書室との連携に取り組みます。
 - ・図書館と公民館図書室との連携に取り組みます。
 - ・幼少期から読書に親しんでもらうため、小学校1年生全員に本をプレゼントする「セカンドブック事業」を実施します。
- ○子どもの読書活動の推進
 - ・「子ども読書活動推進計画」により学校や福祉関係の部署と連携しながら、 子どもの読書活動に関する取組を推進 します。



【スペシャルお話し会】

- ○生涯学習施設の管理・運営
 - ・老朽化した公民館の安定的な管理に取り組みます。
 - ・地域のニーズに応じた学習提供や交流促進を図ります。
- ○青少年の育成支援
 - ・青少年の自主性を伸ばし、協調性、社会性を育むことができるよう、関係団体 と連携し、青少年の育成を支援します。

(2) 文化芸術の振興と伝統文化の継承

~現状と課題~

生活の多様化、国際化などにより、身近で多くの芸術文化にふれる機会が増える ことが望まれています。

また、地域の文化財や伝統芸能は、その地域の歴史や文化を知るうえで大変重要なものであり、それらを積極的に保護、継承するため、文化財の保存修復や伝統芸能の後継者を育成する必要があります。

~施策の方向性~

- ○芸術文化にふれる機会の充実を図ります。
- ○文化財や伝統文化を継承し、市民に広く周知します。

- ○芸術文化の振興
 - ・芸術文化を振興し、多くの市民が多様な芸術文化にふれることにより、心のゆ たかさや生きがいを実感できるまちづくりを目指します。
- ○文化財や伝統文化の保護・継承
 - ・文化財の展示や伝統芸能の活動を通じて、伝統文化の重要性を周知します。また、公共施設への展示や講座による解説などを行いながら、文化財の有効活用を 図ります。







【文化財展】

(3)地域スポーツの振興

~現状と課題~

市民の健康の保持増進と運動の習慣化を図るためウォーキング、ラジオ体操の普及啓発を積極的に進めています。誰もが・いつでも・どこでも行うことができるスポーツ・レクリエーション活動の習慣化や生活習慣病予防、地域全体の健康づくりを目的としたスポーツ環境の整備・充実に取り組んでいます。

現在、多様化・高度化する市民のニーズに応えるために、指導者の養成・活用を図ることが求められていますが、地域のスポーツリーダーとなるべきコンサルタントが少ない状況です。各スポーツ団体の指導者の育成、地域運動支援員やサポーターの養成を積極的に推進していく必要があります。

~施策の方向性~

- ○本市の地域におけるスポーツ活動の推進、及び指導者の養成・活用に努めます。
- ○市民ニーズに合ったスポーツ・レクリエーション大会・教室の充実を図ります。
- ○地域に根ざした総合型地域スポーツクラブの育成・支援を行います。
- ○スポーツ推進委員の有効活用を図ります。
- ○スポーツ施設の整備と有効活用を図ります。
- ○軽度な運動の普及啓発を進め、地域全体の健康増進を図ります。

- ○地域スポーツの推進事業
 - ・スポーツ推進審議会やスポーツ団体の会議を開催し、本市の地域スポーツ・レクリエーションの推進について協議するなかで課題等を明確化するとともに、 その課題に向けた取組を行います。
 - ・各スポーツ・レクリエーション事業の終了時、参加者にスポーツに関するアン ケートを実施し、市民ニーズを反映する事業を展開します。
- ○総合型地域スポーツクラブの育成・支援事業
 - ・県の広域スポーツセンターと連携を図りながら、地域住民が主体となった「総合型地域スポーツクラブ」の育成・支援に努めます。最終目標として、市内中学校区に1つのクラブの設立を目指します。 (現在4クラブ設立)
- ○スポーツ指導者の養成・活用
 - ・スポーツ少年団の事業として指導者養成講習会を開催し、有資格者を確保しています。また、地域スポーツリーダーの養成についても、情報提供に努めるなど、その推進に努めます。
 - ・健康体力づくり推進のために地域運動支援員が地域での自主的な活動を推進します。また、地域運動支援員の養成を図ります。

○スポーツ推進委員の活用

・地域住民のスポーツ振興を職務とするスポーツ推進委員の資質の向上を図るため、スポーツ指導者研修会への派遣や独自の研修会を開催し、各種大会・教室等の指導者・講師として活用します。

○スポーツ施設の整備と有効活用

- ・スポーツ施設等の維持管理に努めるとともに、計画的な改修に取り組みます。
- ・学校体育施設のスポーツへの計画的な利用を進めます。

○健康運動器具地域促進事業

・地域運動支援員が市内4カ所の公園に設置した健康運動器具を使った健康の保持、増進と運動の習慣化を目的とした自主的な活動を行い、健康づくりを広めます。

○ウォーキング・ラジオ体操の普及促進

- ・ウォーキングの普及推進のため各種イベントや教室を開催。ラジオ体操の普及 促進では体操会、講習会を開催、また各地域で活動している団体の活動支援を実 施します。
- ・埼玉県コバトン健康マイレージ参加・運営協力を実施、健康増進の効果を実感できる埼玉県の ICT 運動ウォーキング事業への参加を通じて健康長寿のための生活習慣を醸成し、医療費の抑制を図ります。



【体験ウォーキング 】



【市民ラジオ体操会】

Ⅳ 計画の推進に向けた体制

鴻巣市の将来都市像「花かおり 緑あふれ 人輝くまち こうのす」の実現に向けて、この計画の推進にあたっては、鴻巣市教育委員会だけでなく、鴻巣市総合教育会議、市長部局、関係機関、自治会など各種団体、各学校との連携を図り、全市的に取り組んでまいります。

V 進捗状況の点検及び計画の見直し

第3期鴻巣市教育振興基本計画は、鴻巣市が今後5年間に取り組むべき具体的方策について示すものでありますが、急速に変化する社会の中で、教育が対応すべき課題も日々刻々と変化しております。こうした状況に対応するために、特段の事由がある場合には、鴻巣市総合振興計画と整合性を図りながら、計画期間の途中に見直しを行い、その一部を改訂することもあります。



〈第3期鴻巣市教育振興基本計画〉基本事業の成果指標

指標名	指標の定義と最新値	目	標	値
-----	-----------	---	---	---

施策1:確かな学力の育成

「埼玉県学力・学習状況調査」 (国語・算数)の伸びた児童の 割合 (小学校)	小学校 19 校の小 4,5,6 の国語、算数で伸びた児童の割合 70.3% 〈令和元年度〉	73%
「埼玉県学力・学習状況調査」 (国語・数学・英語)の伸びた 生徒の割合 (中学校)	中学校 8 校の中 1,2,3 の国語、数学、中 2,3 の英語で伸びた生徒の割合 6 8.3% 〈令和元年度〉	70%

施策2:豊かな心の育成

「埼玉県学力・学習状況調 査」における「豊かな心」に 係る指標	「相手の気持ちを考え、やさしい言葉遣いができている」と回答した児童生徒の割合 中 86.9% 中 88.8% 〈令和元年度〉	93%
「道徳教育推進状況調査」の結果における「道徳教育の充実」 に係る指標(埼玉県実施)	道徳教育推進教師等が、特に重点をおいて取り組んだことの中で、「特別の教科道徳(道徳の時間)の充実と指導体制」と回答した学校の割合 小 63.2% 中 50.0% 〈平成30年度〉	小 80%中 70%

施策3:健やかな体の育成

新体力テストの5段階絶対評価で上位3ランク(A・B・C)の児童生徒の割合	新体力テストの5段階絶対評価で上位 3ランク (A・B・C) の児童生徒の割合 小83.5% 中84.8% 〈令和元年度〉	小 88% 中 86%
「埼玉県学力・学習状況調査」	「朝食を食べている」と回答した児童生 徒の割合 98.1% 〈令和元年度〉	98%
における「健康な生活」に係る 指標	「体育の授業以外で運動している」と回答した児童生徒の割合 88.8% 〈令和元年度〉	8 5 %

施策4:自立する力の育成

「埼玉県学力・学習状況調査」における「自立する力」 に係る指標	「勉強するときは、自分で決めた計画に 沿って行っている」と回答した児童生徒 の割合 小 52.7% 中 53.1% 〈令和元年度〉	小 56% 中 58%
「埼玉県学力・学習状況調 査」における「自立する力」 に係る指標	「将来の夢や目標を持っている」と回答 した児童生徒の割合 小 89.1% 中 79.5% 〈令和元年度〉	小 92%中 83%

施策5:多様なニーズに対応した教育の推進

特別支援学級の設置率	市内小・中学校27校で特別支援学級を 設置している学校の割合 85.2% (23校) 〈令和元年度〉	100%
不登校児童生徒の割合	1年度内に30日以上欠席した不登校児 童生徒(病気や経済的理由による者を除 く)の割合 小0.45% 中3.22% 〈平成30年度〉	小0.22%中2.10%

施策6:質の高い学校教育の推進

「埼玉県学力・学習状況調査」 における「学校生活」に係る指 標	「(前学年の)学級での生活は楽しかった」「どちらかといえば楽しかった」と回答した児童生徒の割合 小 92.2% 中 91.7% (令和元年度)	小 94% 中 93%
「埼玉県学力・学習状況調査」 における「学習に対する意欲」 に係る指標	「勉強が好き」、「勉強は役に立つ」と回答した児童生徒の割合 小 84.1% 中 72.7% 〈令和元年度〉	小 91% 中 77%

施策7:学校・家庭・地域の教育力の向上

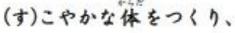
学校応援団を含めた学校ボランティアの総数 (「学校応援団の推進に係る調査(埼玉県実施)」より)	字校応援団を含めた字校ホフンティア の総数の対児童生徒総数比率	46%
--	------------------------------------	-----

施策8:生涯学習とスポーツの振興

「生涯を通じた多様な学習活動の振興」 生涯学習の場・施設が充足している と思う市民の割合	生涯学習の場や施設に満足している市 民の割合 75.8% 〈平成30年度〉	82.0%
「文化芸術の振興と伝統文化の 継承」 芸術・文化に親しんでいる市民の 割合	芸術文化や伝統文化に親しむ機会があった市民の割合 62.6% 〈平成30年度〉	65.0%
「地域スポーツの振興」 スポーツイベント教室への参加者 数	スポーツイベント教室への参加者総数 26,551人 〈平成30年度〉	27,000人

こうのすし 鴻巣市「のすっ子宣言|

私たちは、(の)びのびとした心をもち、



(つ)まずいてもくじけない のすっ(子)をめざし、宣言します。

自分から笑顔であいさつします。

お互いを認め、助け合います。

健康な心と体をつくります。

四 学校もまちもきれいにします。

鴻巣の文化を「守り・伝え・広め」ます。

六 自分から学び、夢を咲かせます。

平成28年7月28日 鴻巣市未来議会